

## 第10回徳島県いじめ問題調査委員会議事録

- 1 日 時 令和4年12月22日(木) 午後3時から午後4時35分まで
- 2 会 場 徳島県職員会館 第1・第2会議室
- 3 出席者 委 員 (敬称略・五十音順) 県
- |        |       |                             |
|--------|-------|-----------------------------|
| 梅原 英裕  | 黄田 隆史 | 監察局長                        |
| 上地 大三郎 | 福田 雅敏 | 監察局次長                       |
| 姫田 知子  | 蔭山 善宏 | 教育委員会事務局人権教育課<br>いじめ問題等対策室長 |
| 森泉 摩州子 |       |                             |
| 山下 一夫  | 田上 賢児 | 総務課長 ほか                     |

### 【次第】

- 開 会
- 議 事
  - 会長の選任及び会長職務代理者の指名について
  - いじめ問題対策の概要について
  - 生徒指導提要の改訂版について
  - いじめ問題調査委員会の役割等について
  - 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果及びいじめ防止・解決に向けた取組について
  - その他
    - 重大事態に関する再調査の指針案について
- 閉 会

### 【議事概要】

#### 1 議事(1)について

全委員出席の下、その互選により、山下委員が会長に選出された。  
山下会長により、上地委員が会長職務代理者に指名された。

#### 2 議事(2)について

(事務局)

資料1の説明・動画視聴

(会長)

情報量が多く、映像を見るだけではピンとこないかもしれませんが、紙媒体の資料はよ

くできているので、読んでいただければ、と思います。

### 3 議事（3）について

（事務局）

**資料2**の説明

（会長）

生徒指導提要というのは、学校現場で、学習指導要領と同じく非常に大事なものなんですけど、この生徒指導提要を読んでしっかりと生徒指導をしているかということ、必ずしもそうではありません。実は生徒指導提要自体が、先ほどのプレゼンにあったようにびっしり書いてあって、読みづらいです。学校現場の先生方は、生徒指導提要を一生懸命読まれていますか。

（いじめ問題等対策室）

現場ではなかなか。

（会長）

ですから、文科省はその反省に立って、今回の生徒指導提要の改訂版はとにかく読んで活用してもらおうと。12年前の生徒指導提要はあれもこれもと網羅的だったんですけども、今回は重要な所を精選し、一方、いじめに関しては、以前は2ページだったものを20ページに増やしました。しかも、レイアウトも工夫し読みやすくなりました。とにかく学校の教職員に読んで知ってもらい、活用してもらい。それから保護者も知ってもらい。当然我々、いじめに関わる関係者も読みましょう、というような狙いで作成しました。

普通、政府の文章は「、」の位置ひとつにしても悩みますが、この提要に関しては読みやすいように「、」をいっぱい打ってある。

いじめの部分は大幅に増量になりましたが、この10年程の法律等の改定に伴った動き、それから教師として当然押さえておいてもらいべきことが書いてあります。ぜひ、まずこの提要の改訂版を読んでいただいて、それから先ほどの教職員支援機構の資料を、読んでいただくとわかりやすいと思います。これも中身は非常にいいことが書いてあります。優秀な教師ほど抱え込みをしてしまう恐れがあるため注意しましょうとか、そういうことにならないように組織的な対応をしましょうとか。

それでは、ここまでで、生徒指導提要だけでなく、全体を通して御意見や感想はいかがででしょうか。

（A委員）

これ、ほんとに良くできていて、参考になります。我々医師でも診断基準やガイドラインとか、治療方針を立てる時にこうしろ、とか患者さんに接するときこうしろ、とかあるんですが、読むだけだと、実践は難しくて、よく我々もシミュレーションとして動画や実

際のケースを出して、それにどう対応するのか、というのを小グループで話し合うというトレーニングを行っています。学校の先生、学校現場ではそういうトレーニングはされるんですか。この提要は読み込んだらすごく勉強にはなりますが、実際やろうと思ってもなかなか実践できないですね。

(いじめ問題等対策室)

事例検討会として、学校内での研修の際に小グループになって、一つの事例をもとに、組織でどう対応するかとか、事例についてどこが対応が悪かったのかとか、そういうのを具体的にたくさん意見を出し合って、そのあと全体でグループ報告する、ということは最近よくやっております。

(会長)

学校での事例検討会ですが、先生方が忙しいと言うこともありますが、じっくりと子ども、保護者、担任などの関係者の気持ちに寄り添わずに、すぐに具体的対応やハウツーを求める事があるので、注意が必要です。そして、普段から先生同士で情報交換ができていくか大事です。

(A委員)

ありがとうございます。

(B委員)

感想になるんですけど、この中に書かれていることは、具体事案が起こってからの対応はもちろんそうなんですけど、特に「いじめを防止・予防する」、「早期発見」というところが一番大事なところと思うんですけど、たぶん私が関わった児童養護施設の施設内虐待、障がい者虐待、保育所の虐待等ありましたが、専門職の人は倫理綱領であったりそのところはちゃんとこういう形で学ぶんです。

で、当然頭の中に入っているはずなんですけど、結局なぜ起こるかという、組織の風通しの良さですとか、当たり前のことなんですけど。ここがなかなか、どこまで進むのかが、学校も同じだと思うので、このあたりがまた、提要を上手く活かせるような仕組みづくりが一番大事なのかなと改めて。ここをしっかりと、早期発見とか、そういうところが先生方に浸透すればいいなあと思いました。大変読みやすいです。

(C委員)

ちょっとあの、教えていただきたいんですけど、「組織的に対応する学校」というところで、いじめ対策組織に情報を集約するということがあると思うんですけど、これは定例で毎週とか、臨時で随時にとか、日常的に、とイラストに書かれていますよね。これも義務づけられているとも書かれてあったので、実際にされているとは思いますが、学校現場はすごく忙しいイメージがあります。現実的に定例でできているものなのか、その辺がもしかして学校によって結構差があるのでは、ということが気になるので、教えていただけたら。

(いじめ問題等対策室)

いじめ対策組織については、校種によっても異なっています。小学校で、特に低学年であれば毎日、毎時間のようにトラブルが発生したりします。法律でいえば、つらい思いをすればいじめに当たりますので、対応をしていかないといけないんですが、全ていじめ対策組織に上げて、というのは物理的に難しいところもありますので、事案によっても違いますし、学校の規模、発生件数によっても違うと思います。

学校ごとに工夫を凝らしておりまして、簡易にメモを取り、学年の主任や生徒指導担当に上げて、簡易のメモ程度で起こったことを報告して、その中で生徒指導担当が全体で協議をしないといけないかというのを判断をする。それも、毎日っていうのはなかなか難しいので、大きな事案があれば当然、臨時にするとと思いますが、定期的に行うという形で、工夫をしながら、ただ、見逃すことのないように、ということに取り組んでいるところです。

(C委員)

ありがとうございます。工夫をしながら、どういうふうに小さいことでも共有していくかっていうところが、見落とさないためにはすごく重要になるのかなあと。そこで見落としてしまうと取り返しのつかないことに、頑張り屋の先生が「これくらいは何とかなるだろう」って陥りがちなのかなあ、そういうリスクがあるのかなあと思うので、工夫するやり方が、上手くいっているところのケースをいろいろな学校で共有する機会があれば良いと思います。ありがとうございました。

(会長)

ちょっと違う視点で、学校の方針とかいうのを新年度に出して、そして、PDCAサイクルで年度末に評議会なり、保護者代表、学校評議員とかでチェックしてもらって、次の年度には新しく、うちの学校はこんな方針で行きますよ、いじめの基本方針はこれで行きますよ、ということをするようになっていますが、形骸化、マンネリ化は大丈夫でしょうか。そこを心配してるんです。

どういうことかという、イギリスでは20～30年前にいじめがひどく、日本以上に暴力によるいじめがきつかった。その時の、一つの改善の手として、うちの学校の基本方針はこれでやります、というのを子どもや保護者に新年度に言って、年度末にどうだった、というのを話し合っ。そして次はこれでいく、というのをアピールする、というのが効果があったと言われてるんです。で、文章ではそういうことしなさいね、と書いてあるんだけど、実際、日本ではどこまでやっているんだろうなあというのを、言える範囲でどうでしょう。

(いじめ問題等対策室)

おっしゃるとおり、形骸化、マンネリ化というのは確かにあると思いますが、基本方針を全ての学校で100%作成しておりまして、毎年見直しを図るということも常に教育委員会からも働きかけています。

学校のホームページには100%基本方針を掲載しております。ただ、よくあるのが、トラブルがあった場合に、保護者の方が基本方針を御覧になられて、こういう方針があるんで、ここどうなんですか、っていうように、逆に追求されるところがあったりするんです。ということは、ホームページに公開をしている以上、教員もきちっと認識していなければいけないし、きちっと組織で対応しなければいけないという裏返しになるところでして、形骸化にならないように、それぞれの教員も学校が変わる度に、よく似ていますけれども、特徴といいますか、学校ごとに違うところがございますので、そういうのをきちっと把握していかなければいけないと考えております。確かに、形骸化っていうことは、毎年考えていかないといけないとを考えます。

(会長)

この会は、実際に起こったときにはそれに集中するんですけども、それまではこのような形で、チームワーク良く色々な意見を出して、皆で考えていければと思いますので、よろしくをお願いします。

#### 4 議事(4)について

(事務局)

資料3の説明

(会長)

ここに再調査が来ない、そういうことが起こらないようになればと願っていますが、この会がいかに重責を担っているかをわかっていただけたと思います。

#### 5 議事(5)について

(いじめ問題等対策室)

資料4の説明

(D委員)

何点か、まずは1ページの認知件数ですけども、令和2年度がコロナで減って令和3年度で戻る、まあなんとなくそうかなと思うんですけども、高校はですね、確かに減って増えてはいるんですけど、前の水準にまで戻っていないんですが、高校って落ち着きつつあるのかなあ、と数値的にも見えたんですが、何かそのへんの要因はありますでしょうか。

(いじめ問題等対策室)

基本的に、いじめの認知が上がっていることは、マイナスとは捉えずに、積極的認知で早期発見につながるために良し、というふうに考えているところです。高校については、小中に比べまして、今回落ちているところなんですけど、SNSや携帯電話等でのいじめが小中に比べまして割合が高いと考えています。増減を繰り返しながら少しずつ減少してい

ると受け止めております。

(D委員)

以前にも申し上げたことがあるんですけども、法が施行されて積極的に認知していこうとなって件数が上がることは、基本的にはマイナスではなくてむしろプラス評価だ、という話ではあるんですけども、当初はそれでもいいんですけども、どこかでやっぱり解消というか、こんな数値って本当は減っていかなきやいけないのかな、って思うんですよ。つまり、何らかの取組が進めば、最初はパッと増えるんでしょうけど、徐々にやっぱり減っていかないと、何も問題が解消されていないということなので。そのへんの取組がどうかなあというのがずっと疑問に思っています。

まあ、この資料の中に「予防教育」の話がありましたし、さっきの生徒指導提要の中にも「いじめ防止につながる発達指示的生徒指導」という話があって、長期的な話になるんでしょうけれども、これはやっぱり「未然防止」っていう方にシフトしていかなければ。それはやっぱり学校のあり方自体が変わる必要があるかもしれないけれども、とりあえず今はいじめをなくそうとか対処をすぐしようっていうことで進めてるんですね。

以前、藍住町の予防教育を見学させていただいたことがあり、素晴らしい取組だと思って感動したんですけども、ああいうのを広めていけたらなあというふうには。それは感想というか意見になります。

次に、2ページに重大事態の全国の件数があるんですけど、徳島ってないんですか。さっきの話なんですけども、我々は再調査の機関なんですけども、当初調査ってそもそも徳島でされたケースってあるのかなのか。重大事態が起こっているのかどうかっていう話なんですけども。

(いじめ問題等対策室)

ないです。

(D委員)

逆に言うと、それほんまかいなというのがあって。つまり全国で700件あって、徳島で0件というのは、普通に考えると考えにくい。もしかして報告してないんだったらと逆に不安になってしまう。あの、じゃあその調査では0ということでもいいんですね。

(いじめ問題等対策室)

はい。

(D委員)

あともう一つ、SNS相談って、いろんな相談分野で、やっぱり電話では敷居が高いって言ってSNSが多用されてるんですけども、令和3年度は442件とご紹介されてますけど、過去の件数がどんなふうに推移してるのか、増えてるのか認知度が進んでいるのか、そのへんの実情がわかれば教えてほしいと思います。

(いじめ問題等対策室)

令和元年度から、本県の事業として始めているところでして、令和元年度が相談件数が520件、令和2年度が566件、令和3年度が442件ということで、劇的に伸びているというより、令和3年度には減っているところではございます。いろんな相談方法といいますが、もちろんカウンセラーや子どもSOSダイヤルとか、いろんな相談機関がございまして、その1つとして、より使いやすいようにということで、周知にも、もっともっと努めて参りたいと思っているところです。

(D委員)

具体的にはどんな周知方法になるんですか。

(いじめ問題等対策室)

春先に、生徒さんにカードやチラシで、まず知らせております。あと、保健室やスクールカウンセラーにチラシとかを常時持っていらったりして、悩んでいる生徒さんがいたり、何かの機会を捉えて伝えてもらうとか、渡してもらうとかというふうにしているところです。

(D委員)

ありがとうございました。

(A委員)

今、委員から質問のあった重大事態、徳島県は本当に0なのか、というところで、私自身、外来で子ども達がいじめを実際受けて、という話を聞く機会があります。重大事態の基準をどこにひいてるかにもよると思うんですけども、私自身、見てて激しいいじめだな、と思うケースもあるんですよ。

何年前の事例なんですけど、アザが出来るくらいの暴力を振るわれて、その子自身が不登校気味になって休まれたり精神不安定になったりして、明らかに30日間を超えて休む期間があつて。その子は、小学校6年生だったんですけど、その地域の中学校に進学せずに、中学校は別の地域に行きたいと本人が言って、変わったんです。その変わった先の中学校では、何も症状がなくなって落ち着いて、通院もしなくなったケースだったので、明らかにいじめが原因で精神的に不安定になっていたケースだったんです。

以前お聞きした話では、これまでに徳島では、重大事態として上がったことは一度もないと。

(いじめ問題等対策室)

県立学校については。

(A委員)

小中学校は対象に入っていないということですか。

(いじめ問題等対策室)

今申し上げたところには入っていないんですけども、市町村で重大事態が上がっているのはいくつか聞いたことがございます。

(会長)

市町村が所管していて県とは違うので、小・中の資料を集めるのは大変ですか？

(いじめ問題等対策室)

そういう大きな事案がある場合には、県の方にも連絡をいただいて、県としてもアドバイスや支援をする必要がある場合にはする、という考え方でおりますので、事例が上がってきているケースについては把握はしております。

(会長)

今後、もしそういうのがあったら、ここで共有し、議論ができたらと思います。

(B委員)

一つ、高校生の方については、結局、学校を辞めちゃうんじゃないかなとすごく思うので、数字が少ないのは、辞めるっていうことかなと思っております。

あと、SNSのところで、LINEですけど、これは、例えば、LINEが即、対応できているものなのか、1日、2日というか翌日に対応しているものかによってこの件数の上がり下がりはずごく出てきてて、内容によっては即対応できるようにしておかないと難しいんですね。だから、このLINE活用も大事ですけど、これを今後、本当に件数を増やすっていうのではないですけど、どう対応していくかっていうのは、全国的な課題なんだろうと思います。

(いじめ問題等対策室)

SNS相談なんですけども、24時間ではないんです、実は。生徒さんが帰ってくる夕方の時間帯であったり、あとは長期休暇、そういう時は時間を拡大しているんですけども。ということもありまして、できるだけ時間帯も当初より時間を延ばしているところなんですけれども、もっともっと使いやすいように考えていかなければならないと思っております。

先ほどお話のあった中途退学者なんですけども、実際、毎年出ております。ただし、年々減少傾向にありまして、現場の先生方の粘り強い指導により減少しているのではないかと考えております。

(会長)

重大事態が起こって「何だ」と非難するのではなく、事実関係を調査するのが本委員会の役目です。不登校の30日間は、あつという間と言うと言い過ぎかも知れませんが、あり得ますからね。そういうこともマル秘で共有できたら、というようなことを思いました。



## 6 議事（6）について

会長から、これまでも検討を行ってきた、本委員会における再調査指針の策定に関する内容であり、途中経過であって調査手順に関する内容を含んでいるため、議事（6）は非公開としたい旨の提案があり、他の委員に異議はなく、非公開と決定された。

## 7 事務連絡

本日の議事録について、委員各位に確認いただいた後、非公開とした議事（6）を除いて県ホームページで公開することとした。

以 上